

7月は、 「社会を明るくする運動」強調月間です

おかえり

人は変わることができる。
そう信じていることから更生保護はスタートします。
あやまちをくり返すことのないように、
犯罪や非行からの立ち直りを
社会の一人ひとりが支えていく。
更生への希望は、あなたの「おかえり」から生まれます。

すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
第58回となる本運動では、「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」の統一標語の下、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため 地域住民の理解と参加を求め る」を重点目標に取り組みます。
犯罪や非行を防ぎ、あやまちから立ち直ろうとする人の更生を支えるため、地域の方々が「人は変わることができる」と信じ、それぞれの立場でできることから取り組んでいただきたいと思います。
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

甲賀市実施委員会の取り組み

- 法務大臣メッセージ伝達式(7月1日、社会福祉センターにて)
- 市内の駅、大型量販店店頭等での街頭啓発(7月1日) ①
- のぼり旗の設置及びポスター掲示 ②
- 有線放送、防災行政無線、甲賀ケーブルネットワーク、電光掲示板、広報車等による広報
- “社会を明るくする運動”作文募集(市内小・中学生対象)
- ミニ集会、一般公開ケース研究会の実施(市内各地で開催)
- 中学生からの標語募集と優秀作品の掲示

問い合わせ

第58回“社会を明るくする運動”甲賀市実施委員会
(社会福祉課) ☎65-0700 FAX63-4085



①



②

国民年金の20年度分の 保険料免除申請

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

申請の手続きは、保険年金課・各支所または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

承認期間は、原則7月から翌年の6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されるほか、万一の障害や死亡といった不慮の事故の際に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときも保険料を納めた場合と同じ扱いになります。

ただし、1/4納付は月額3,600円、1/2納付は月額7,210円、3/4納付は月額10,810円の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

●申請に必要なもの

年金手帳・認印・前年所得を証明する書類(所得の確認ができない方のみ)・失業したことを確認できる書類(退職した方のみ)

問い合わせ

保険年金課 国保年金係
☎65-0688 FAX63-4618
草津社会保険事務所
国民年金業務課
☎077-567-2220

障害児福祉手当・特別障害者手当制度

市では常時介護が必要な在宅の重度障害者に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の軽減および福祉の増進を図ることを目的に次に該当する方に手当を支給しています。

▶障害児福祉手当

- 対象/20歳未満の在宅の重度心身障害児で、身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の身体障害、または、障害の状態が右記と同じ程度以上の精神(知的)障害があると認められる人
- 支給額/14,380円(月額)

▶特別障害者手当

- 対象/20歳以上の在宅の重度心身障害者で、障害基礎年金の1級程度の障害が重複しているのと同程度の障害がある人
- 支給額/26,440円(月額)

※いずれも、診断書などによる認定が必要で、所得などによる支給制限があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ

社会福祉課 障害者支援担当
☎65-0702 FAX63-4085